⑶　参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
　①　提出期限　平成30年５月23日（水）午後３時
　②　提出場所　上記⑴に同じ。
　③　提出方法　提出期限までに必着で持参、郵便（書留郵便に限る。）又は信書便により提出すること。
⑷　上記⑶において提出した資料を審査し、業務提案書及び見積書提出要請書（以下「業務提案書等提出要請書」という。）を平成30年６月13日（水）までに書面にて通知する。業務提案書等提出要請書を受けた者のみ業務提案書及び見積書を提出できるものとする。
⑸　業務提案書及び見積書の提出期限、提出場所及び提出方法
　①　提出期限　平成30年６月28日（木）午後３時
　②　提出場所　上記⑴に同じ。
　③　提出方法　提出期限までに必着で持参、郵便（書留郵便に限る。）又は信書便により提出すること。
⑹　見積開封の日時及び場所　上記⑷の書面にて通知する。
５　その他
⑴　手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　免除
⑶　契約書の作成要否　要
⑷　支払方法　分納払
⑸　関連情報を入手するための照会窓口は上記４⑴に同じ。
⑹　業務提案書のプレゼンテーションを行う。
⑺　詳細は業務提案書作成要領による。
６　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 73
⑵　Subject matter of the contract : Promotional activities of ecology and environment of FY 2018
⑶　Time-limit to express interests : 3 : 00 pm May 23, 2018
⑷　Time-limit for the submission of proposal and tender : 3 : 00 pm June 28, 2018
⑸　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑹　Contact point for the notice : Ai Kushido, Contract Division, Finance Department, Metropolitan Expressway Company Limited, 1―4―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8930, Japan. TEL 03―3539―9319

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局札幌開発建設部が発注する新千歳空港構内道路外工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年５月７日

北海道開発局長　和泉　晶裕

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

１　工事名　新千歳空港構内道路外工事（電子入札対象案件）
２　工事場所　北海道千歳市ほか
３　工事内容　工事延長：Ｌ＝832m、舗装工（一般部（表層　密粒度アスコン　厚さ４㎝：Ａ≒4,490㎡）・（中間層　粗粒度アスコン　厚さ５㎝：Ａ≒4,490㎡）・（基層　粗粒度アスコン　厚さ５㎝：Ａ≒4,490㎡））・（ヒーティング部（表層　密粒度アスコン　厚さ３㎝：Ａ≒8,050㎡）・（緩衝層　密粒度ギャップアスコン）厚さ３㎝：Ａ≒8,050㎡）・（ヒーティング層　細粒度アスコン　厚さ３㎝：Ａ≒8,050㎡）・（基層　粗粒度アスコン　厚さ５㎝：Ａ≒8,050㎡））、道路ヒーティング設備設置工：一式、仮設工：一式
４　工事区分　舗装
５　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成30年５月７日から平成30年６月６日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
　なお、平成30年６月７日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）
６　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「舗装」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　平成15年度以降に「空港等の空港基本施設、道路若しくは駐車場」又は「高規格幹線道路若しくは一般国道」において、次の㋐及び㋑の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
　代表者以外の構成員については、平成15年度以降に「空港等の空港基本施設、道路若しくは駐車場」又は「高規格幹線道路若しくは一般国道」において、次の㋐の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
㋐　アスファルト合材を舗設した工事で、総面積30,000㎡以上であること。
㋑　道路ヒーティング設備設置工を施工した工事であること。
　ただし、上記㋐及び㋑は同一工事でなくてもよい。
※「空港等」とは、空港法（昭和31年法律第80号）で定める空港又は共用空港をいう。
※「空港基本施設」とは、滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンをいう。
　また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、上記の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。
　なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
　ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。
　なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。
㋑　平成15年度以降に、上記イ本文に掲げる㋐及び㋑の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、㋐及び㋑は同一工事でなくてもよい。